

議案第 18 号

橋本市共同利用農機具及び施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市共同利用農機具及び施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市共同利用農機具及び施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市共同利用農機具及び施設等設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第164号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後			改正前		
(名称及び位置) 第2条 共同利用農機具及び施設等の名称並びに位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 共同利用農機具及び施設等の名称並びに位置は、次のとおりとする。		
名称	略	位置	名称	略	位置
橋本市神野々育苗施設		橋本市神野々220-2番地	橋本市神野々育苗施設	橋本市神野々220-2番地	
橋本市高野口町共同利用農機具保管庫		橋本市高野口町名古曾143-3番地	橋本市原田農機具格納庫	橋本市原田455-5番地	
			橋本市原田共同育苗施設	橋本市原田455-5番地	
			橋本市高野口町共同利用農機具保管庫	橋本市高野口町名古曾143-3番地	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。